

商工会におけるインボイス制度への対応 Q&A
(商工会に関係する質問・回答のみを抜粋してあります。)

Q 1	経過措置期間中は、インボイス発行事業者登録を行わない予定ですが、何か問題がありますか？ なお、会員への周知はまだ行っていません。
-----	---

- A : 登録を行うかどうかは事業者の任意ですが、インボイスを発行できないことで、会員（本則課税事業者）の税負担が増える事になります。
仮に、自己財源確保のため、数年後に手数料等の値上げを行う事になれば、より一層、税負担が増える事になります。
インボイスへの登録、未登録についての選択は、今後の商工会運営も含めて理事会等において、しっかり検討する必要があります。
また、免税事業者を選択した場合、会員への事前周知や説明を行う必要があります。インボイスの発行を求める会員に対して、「どう説明・対応するのか？」の方針を商工会として定めておくことも大切です。

Q 2	先般開催された研修で、消費税申告にあたっては、特別会計も含めて申告する事を初めて知りました。過去の申告資料を参考にして申告を行っていますが、青年部・女性部などの特別会計は申告していません。 特別会計のうち何が該当するのでしょうか？
-----	--

- A : 部会や青年部、女性部はもとより、内部組織であれば全て該当します。
また、事前に現在の申告内容の検証を行う必要があります。

Q 3	青年部や女性部などの特別会計で、請求書・領収書等を発行していますが、インボイス登録番号はどうしたら良いのでしょうか？
-----	--

- A : 事業者単位で登録する事になり、インボイス登録番号は一つです。
このため、青年部や女性部で領収書等を発行する場合には、商工会の登録番号を記載します。
なお、領収書には、商工会名と発行者である青年部（女性部）名を記載し、領収印は商工会の印を押印することになります。

Q 4	青色申告会などの任意団体の事務・会計を受託しています。 これらの団体についても、インボイス発行事業者登録を行うのでしょうか。
-----	---

- A : 登録を行うかどうかは任意ですが、受託先については個別にインボイス登録する事になります。上部組織等に確認してください。
なお、役員会等において協議する必要もあります。

Q5	現在、免税事業者ですが、インボイス発行事業者登録を行い、来年10月から課税事業者になる予定です。今後の対応について教えてください。
----	---

A： 一般事業者と同様に、インボイス交付や保存のため、請求書の様式や会計システムの見直しなどの対応が必要になります。

事務的な作業以外に、10月から課税事業者になるため、消費税を申告納税することになりますが、法人税と消費税は紐づいているため、法人税申告についても正しく申告されているか、今から検証しておく必要があります。

Q6	町補助金について、交付要綱では用途が特定されていません。特定収入と特定収入外の振り分けはどうしたら良いですか？
----	---

A： 実態に応じて判断してください。

事業特定が可能なら用途特定に該当します。

Q7	講師への謝金支払いについて、振込時の振込金受取書をもって支払証明書類としています。講師からは特段、請求書や領収書ももらっていませんが、インボイス制度開始後はどうなりますか？本会は課税事業者（本則課税）です。
----	---

A： 「インボイス発行事業者」から交付された「インボイス」を保存する事が仕入税額控除の要件となります。本則課税事業者であれば、取引先（講師）から「インボイス」の交付を受ける必要があります。

インボイス制度導入前に請求書や領収書など、どの書類をインボイスとするか、確定させておくことも大切です。

なお、講師が免税事業者の場合、仕入れ税額控除の適用を受けられない（経過措置あり）事から、注意が必要です。

商工会の登録番号を通知しつつ、講師のインボイス登録の有無と登録番号を連絡してもらうよう依頼するなどの対応が必要になります。

また、講師が免税事業者である場合は、登録要請する事も必要でしょう。（違法ではありません。）

問題は、登録要請を行っても依然として免税事業者である場合です。その際、「経過措置期間も含めて、今後、商工会としてどの様に対応していくのか」の方針を事前に決定しておく事が重要です。

Q8	現在は免税事業者ですが、インボイス発行事業者に登録する予定です。本会では、町から補助金を交付してもらい、プレミアム商品券を発行していますが、商品券の売り上げは、どの様に処理したら良いでしょうか？ なお、商品券事業は特別会計で処理し、法人税の申告は一般会計と合わせて申告しています。
----	---

A： 商工会が独自の商品券を作成して発行した場合（商品券の原始発行）、消費者にこの商品券を販売した時の売上については、「不課税売上」となります。

（消費税基本通達 6-4-5 より）

Q9	来年度、町が発行（作成）したプレミアム商品券を商工会で販売する予定ですが、商品券売上の経理処理を教えてください。 なお、現在、免税事業者ですが、インボイスに登録予定です。
----	--

A： 町が商品券を印刷作成するなど、商品券を預かって代行販売するのであれば、「預り金」として経理処理します。

なお、プレミアム分の補助金収入や販売時の人件費助成などは「不課税売上」として、また、販売手数料は「課税売上」として経理処理します。

Q10	青色申告会がインボイス登録をする可能性があります。法人税の申告は必要ですか？
-----	--

A： 実費弁償の届出をし、税務署の確認を受けている業務であれば、収益事業として取り扱わないこととされていますので、法人税の申告は必要とされていません。

Q11	労働保険特別会計の報奨金を一般会計に繰り入れています。課税区分を教えてください。
-----	--

A： 国から受ける報奨金は不課税売上として処理します。

なお、事業者からの委託手数料は課税売上として処理します。